平成２５年（再イ）第２８号

愛媛県松山市中野町甲265番地13

再生債務者　樋上　恭博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月26日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２５年（再イ）第２４号

奈良県生駒市壱分町83番地77

再生債務者　岡　　剛史

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成26年１月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。

平成26年２月24日　　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第２号

函館市高盛町10番１―313号

再生債務者　小貫　恭嗣

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年６月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年２月26日　　函館地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

岡山県浅口市金光町大谷891番地１

再生債務者　作本　章光

1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月19日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月２日から平成26年４月９日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再ロ）第１号

大阪市西区川口３丁目４番26―409号

再生債務者　山口　　淳

1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年４月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月11日から平成26年５月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１０００９号

東京都八王子市暁町３丁目19番18号

再生債務者　有賀　高之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年３月19日まで

平成26年２月26日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第８号

大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目５番31号

再生債務者　三木　　薫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年３月25日まで

平成26年２月25日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１０００４号

茨城県水戸市見川町2131番地の1872

再生債務者　秋山　利男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月25日　　水戸地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１００７９号

東京都足立区千住東２―９―８―203

再生債務者　水船　真智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月24日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年三月五日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十日

掲載頁　九十一頁（号外第一四九号）

平成二十六年三月六日

札幌市中央区北一二条西二〇丁目二番一号

（甲）株式会社森哲

代表取締役　西庄　英俊

札幌市中央区北一二条西二〇丁目二番一号

（乙）株式会社フレッシュ・ネット・北海道

代表取締役　西庄　英俊

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、甲は平成二十六年二月二十五日開催の総代会、乙は同年同月二十六日開催の総会において、承認決議を終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、直近の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙のそれぞれ主たる事務所に備え置いてあります。

以上、森林組合法第八十四条第四項で準用する同法第六十六条第二項の規定により公告します。

平成二十六年三月六日

北海道旭川市東旭川北一条六丁目二番一三号

（甲）旭川市森林組合

代表理事組合長　遠藤　雅就

北海道上川郡比布町北町一丁目二番一号

（乙）比布町森林組合

代表理事組合長　坂上　恒一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

旧商号　株式会社ＭＢＫＰ２

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月九日

掲載頁　三十六頁（号外第一四八号）

平成二十六年三月六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（甲）合同会社ジーアイ・ホールディングス

代表社員　一般社団法人ジーアイ

職務執行者　井出　清彦

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（乙）株式会社ジーアイ・キャピタル

代表取締役　渡邉　卓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月六日

東京都中野区沼袋一丁目二番九号

東亜建物合同会社

代表社員　荒木　美幸

組織変更公告

当事業協同組合は、平成二十六年二月二十五日の理事会で株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月六日

長野県上田市秋和九四五番地

東信福祉事業協同組合

代表理事　田中　　健